

会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険など（国民健康保険、国民健康保険組合は除く。）の被扶養者であった方は、次のとおり保険料額が軽減されます。

軽減割合	
均等割	加入から2年を経過する月まで5割軽減
所得割	当面の間、負担なし

- ・低所得による均等割額軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。
- ・被扶養者軽減の終了後は、均等割額の軽減対象判定基準に基づいた軽減を受けることができます。

保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。該当する方は、お住まいの市区町村の担当窓口へご相談ください。

- ・災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合（賃貸の場合は対象外）
- ・世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	青葉区 保険年金課	022-225-7211(代)
	宮城総合支所 保険年金課	022-392-2111(代)
	宮城野区 保険年金課	022-291-2111(代)
	若林区 保険年金課	022-282-1111(代)
	太白区 保険年金課	022-247-1111(代)
	秋保総合支所 保健福祉課	022-399-2111(代)
	泉区 保険年金課	022-372-3111(代)
	保険年金課	022-261-1111(代)
石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)
塩竈市	保険年金課	022-355-6519
気仙沼市	保険年金課	0226-22-3419
白石市	税務課	0224-22-1313
名取市	保険年金課	022-724-7105
角田市	税務課	0224-63-2114
多賀城市	国保年金課	022-368-1698
岩沼市	市民・税務課	0223-23-0291
登米市	税務課	0220-22-2163
栗原市	健康推進課	0228-22-0370
東松島市	税務課	0225-82-1111(代)
大崎市	税務課	0229-23-5147
富谷市	税務課	022-358-3164

市区町村	担当部署名	電話番号
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2114
大河原町	健康推進課	0224-51-8623
村田町	税務課	0224-83-6403
柴田町	健康推進課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	町民税務課	0224-72-2116
亘理町	健康推進課	0223-34-0501
山元町	健康推進課	0223-36-8660
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	税務課	022-357-7452
利府町	税務課	022-767-2117
大和町	税務課	022-345-1116
大郷町	税務課	022-359-5505
大衡村	税務課	022-341-8513
色麻町	町民生活課	0229-65-2156
加美町	保険健康課	0229-63-7871
涌谷町	税務課	0229-43-2114
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	税務課	0225-54-3131(代)
南三陸町	町民税務課	0226-46-1372

宮城県後期高齢者医療広域連合
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3
電話 022-266-1021 FAX 022-266-1031

保険料の計算や納め方の詳細な説明については、当広域連合のホームページに記載しております。

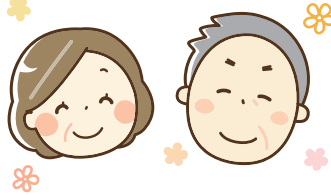
URL : <https://www.miyagi-kouiki.jp>

令和8年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

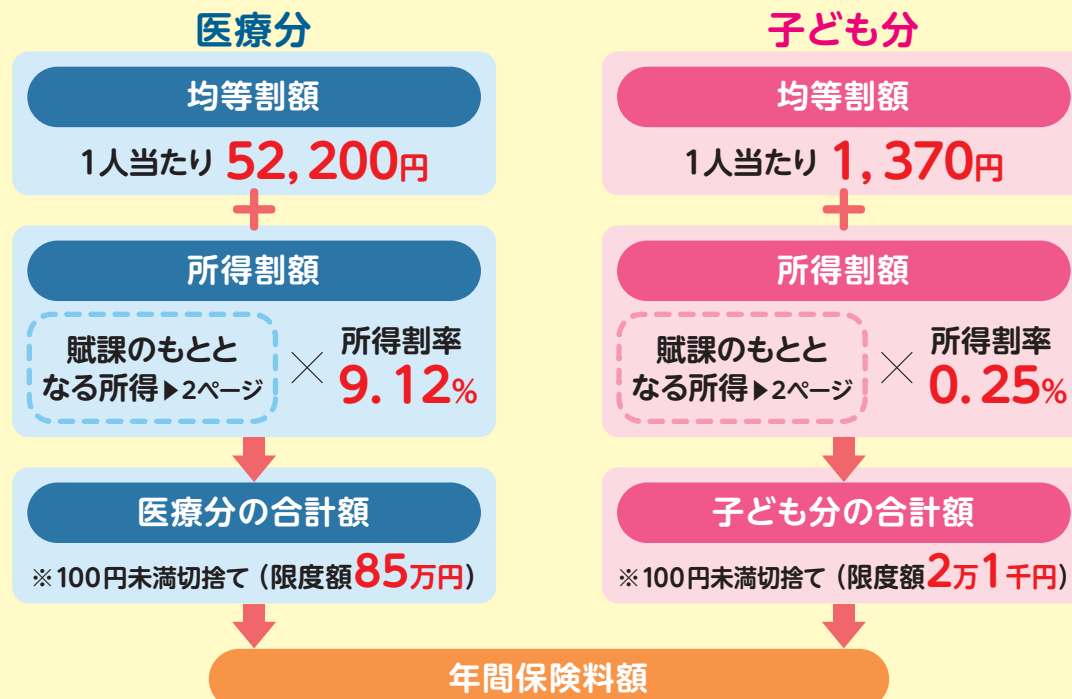
保険料の決まり方

保険料は、医療分（医療保険分）と子ども分（子ども・子育て支援金分）を合計したもので、一人一人に納めていただきます。医療分と子ども分はそれぞれ、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」で構成されています。均等割額と所得割率は都道府県ごとに決められており、医療分は2年ごとに見直され、子ども分は毎年見直されます。

年度途中から加入した場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月分は計算されません。



令和8年度 保険料の計算方法



子ども・子育て支援金制度について

少子化・人口減少が危機的な状況にある中、子育てに係る経済的支援を強化するため、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。

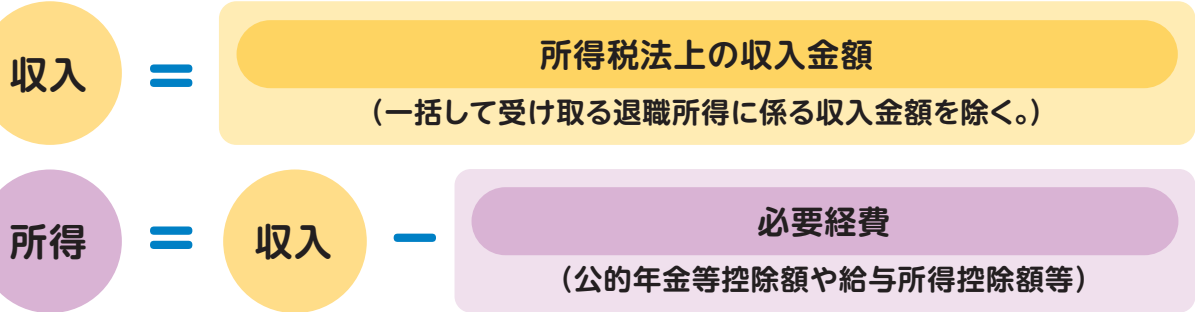
この制度は、後期高齢者医療制度だけでなく、国民健康保険や、会社員・公務員の方が加入している健康保険を通じて、全ての世代で支える仕組みです。支援金は、医療保険分の保険料とあわせて納めていただきます。集められた支援金は、児童手当の拡充や妊娠・出産・子育て支援の充実などに活用されます。

宮城県後期高齢者医療広域連合

賦課のもととなる所得とは

前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した額です。なお、繰越純損失は控除されますが、繰越雑損失、社会保険料控除、配偶者控除、医療費控除などの所得控除は控除されません。

●「収入」と「所得」の違い



保険料の軽減制度

■ 所得の少ない方への均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。**同一世帯内の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む。)**の所得の合計額により軽減割合が判定されます。

・軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です。

●均等割額の軽減対象判定基準

均等割額 軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額	
		医療分	子ども分
7.2割軽減(※1)	43万円+[10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)]以下の世帯	14,616円	
7割軽減			411円
5割軽減	43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+[10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)]以下の世帯	26,100円	685円
2割軽減	43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+[10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)]以下の世帯	41,760円	1,096円

※1 医療分のみ令和8、9年度については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条に基づく7割軽減に加え、更に0.2割の減額を行い、7.2割軽減としています。

※2 給与所得者等とは、右記のいずれかに該当する方です。
・給与収入が55万円を超える方
・65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方
・65歳以上で公的年金等の収入が125万円を超える方

●均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法(65歳以上の方)

軽減判定時の公的年金等所得

=

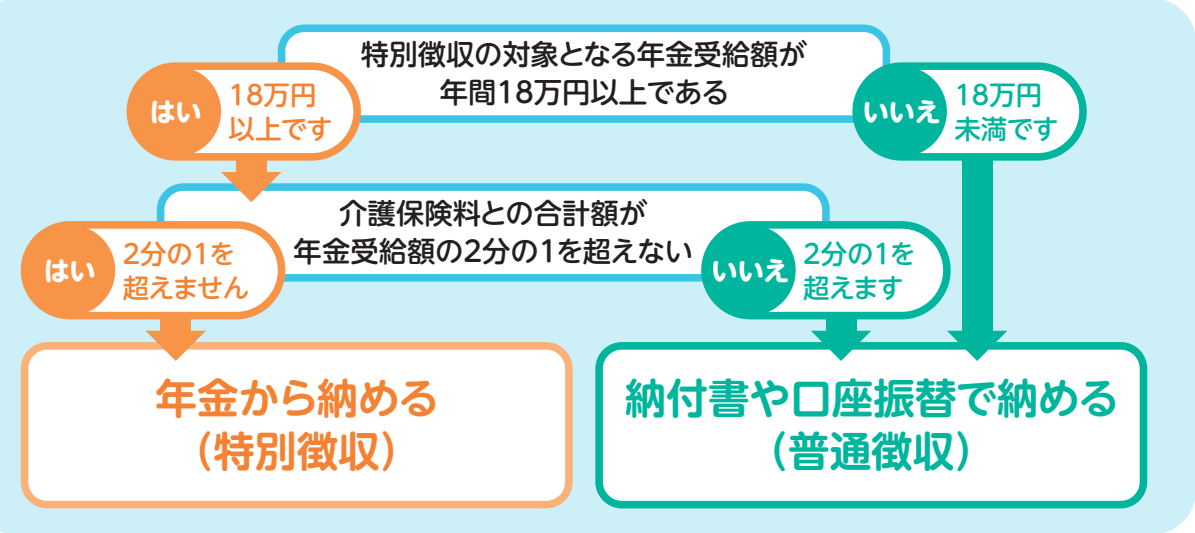
公的年金等所得額

-

特別控除額15万円

保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金からの差引きで納めていただく「特別徴収」と、口座振替や納付書で納めていただく「普通徴収」があります。原則は「特別徴収」ですが、**資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況などによっては、「普通徴収」となる場合があります。**



年金から納める(特別徴収)

特別徴収の対象となる年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が対象の年金受給額の2分の1を超えない場合は、年6回、年金受給時に保険料が差し引かれます。

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
期別	【1期】	【2期】	【3期】	【4期】	【5期】	【6期】

ただし、年度の途中で後期高齢者医療保険の資格を取得した場合、住所を変更した場合などは、特別徴収にならないことがあります。

納付書や口座振替で納める(普通徴収)

市区町村から送付される納付書や口座振替で、7月～3月の年9回に分けて納めていただきます。

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	【1期】	【2期】	【3期】	【4期】	【5期】	【6期】	【7期】	【8期】	【9期】

口座振替をおすすめします

普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめします。
なお、**国民健康保険料(税)を口座振替で納めていた場合も、あらためて手続きが必要となります。**
また、特別徴収の方も、ご希望により納付方法を口座振替に変更することができます。
手続方法は、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。